

論文審査の結果の要旨

氏名：原 久美子

博士の専攻分野の名称：博士（芸術学）

論文題名：フレデリク・フランチシェク・ショパンの《24の前奏曲》作品28にみられる旋法への傾斜

審査委員：（主査） 教授 蛭子 麗貞

（副査） 教授 田代 幸弘 名誉教授 峰村 澄子

講師 平野 昭

本論文はフレデリク・フランチシェク・ショパンの創作生涯の中期にあたる1839年に纏め上げられた24の調からなる《24の前奏曲》作品28を研究対象とし、前奏曲の定義やショパンの民族音楽との関係について検討しながら、同作品の基本的且つ本質的構想の基盤となっている「見かけ上」の長調・短調作品の中で調性音階とは異なる旋法使用の一端を明らかにしたものである。

《24の前奏曲》の先行研究は現在まで非常に多く存在し、論文研究として研究課題を見つけるのは容易なことではないが、論者は、演奏者としてリサイタルプログラムにもこの曲を取り上げ、実際の演奏を通して得た音楽的確信と先行研究批判及び楽曲分析によって論を展開している。前奏曲の定義には、時代変遷のあることを確認し、主要曲に前置して演奏される序、あるいは導入曲として機能していた前奏曲ではなく、主要曲を従えずに独立した小さな表現形式としての「個々の前奏曲」（マイクロコスモス）をショパンが如何に有機的統一性をもった「集合としての前奏曲集」（マクロコスモス）に仕立てているかを考察している。24の調で作曲された成立背景、この前奏曲集に見られる旋律素材との相似性が認められるポーランド民族音楽の分析を援用して、その旋法性を検証している。

本論文は第1章から第5章「結論」という構成になっている。

第1章では前奏曲集における旋法という視点からの研究はこれまで十分に検討されてこなかったことから、旋法性という語法を明らかにし、18世紀、19世紀初頭における前奏曲の定義について考察し、ショパンとポーランド民族音楽との接点を探り、旋法が前奏曲にどのように用いられているか、その研究方法を論じている。

第2章では「前奏曲集」という曲集について、18世紀から19世紀に於けるショパン以外の作曲家が、前奏曲をどの様に創作したか、又どの様な目的で用いられたかという事を検討しており、かなり詳細に述べられている。

前奏曲の定義として1)「後続の曲への序奏や導入」となる演奏としての定義2)「試奏」調を示すことや調律の確認、指ならしなどの役割として捉える定義3)あらゆる作曲様式を用いて着想豊かに作られる「即興演奏」の定義が上げられる。主にこれら三つの意味合いで定義が用いられた事を明らかにした点は評価に値する。これまでの前奏曲集は24の調が用いられている場合でも各曲を関連付けている訳ではなく、ショパンの前奏曲は成立前後の時代の曲集とは全く異なった発想をもっていた事を明らかにしている。ショパンが各曲の配置や細部の手直しを入念に行っていた様子から「24の調からなる芸術作品」として創作された事を論じている。また、ショパンの弟子による証言や資料を元に、ショパン自身が前奏曲を演奏した記録の残っている演奏会批評に着目している。弟子の指導計画として数曲から四曲毎の組み合わせを記していたことや、ショパン自身が前奏曲を24曲演奏するのではなく、一曲もしくは数曲の組み合わせで演奏したことから、この前奏曲を性格小品、芸術的曲集として捉えていた事を考察している。

また、24の調、24曲からなる曲は、ショパンの前奏曲集以外にも他の作曲家の作品に取り上げられ、各々、論述をしている。それらは、主に練習曲集であり、前奏曲において調を提示するという役割よりは、調にも対応できる指の訓練のためという目的が多い事を考察している。この事からショパンの前奏曲集は、規則的な動きに加え旋律的なものが多く、芸術作品として発展させようとし、その意識が曲集の中で旋法を使用する事になった可能性を論じており、説得力がある。

第3章ではショパンと民族音楽との接点について論じている。ショパンはポーランドの民族音楽、マズルカ、ポロネーズ、クラコヴィアク等からたくさん作品（マズルカ、ポロネーズ、クラコヴィアク）を書いており、拍子、アクセント、速度、リズムについて考察し、楽曲の中でこれらがどのように用いられているかを、論じている。

マズルカは「マズレク」「オベレク」「クヤヴィアック」という三種類の民族舞踏に分けられ、この舞踏もポーランド的な舞踏曲であるが、マズルカが素朴な農民の踊りであるのに対し、ポロネーズは儀式的な行進であり、貴族によって取り上げられた宮廷舞踏として、ヨーロッパに広まったという歴史的背景がある。クラコヴィアクはクラクフ地方の民族舞踏でシンコーションのリズムを持つ2/4拍子の速い舞曲である。これらの考察からマズルカの旋律は教会旋法的なもの、リディア旋法、フリギア旋法が用いられており、ポロネーズは主に民族的要素としてリズムが特徴であり、旋法というものは見当たらない。クラコヴィアクには、旋律が五音音階でできている部分がある。以上のマズルカ、ポロネーズ、クラコヴィアクの舞踏に基づく民族音楽的作品の他に民謡（フミエル）をショパンは作曲に用いている。

ショパンの作品の中で民謡（フミエル）を主題または曲中に用いている楽曲も多く、旋律は古い旋律の典型でもある五音音階が用いられている。

以上のことから、論者はショパンの民族音楽的な楽曲の旋律には部分的に旋法的旋律が用いられている事を論じ、24の前奏曲にも旋法性がみられることを解明していく。この視点が非常に重要であり、評価に値するものである。

第4章ではこの論文のタイトルにあるように、《24の前奏曲》作品28にみられる旋法性に重点が置かれ、論じられている。

前奏曲の楽曲分析を行い、この曲集に見られる旋法を考慮している。《24の前奏曲》は12の長調、12の短調から成っており、先行研究では五度圏を長調、平行短調の順に廻り、24の調を循環する作品の考察が多いが、この論文では、12の長調、12の短調と区別し、短調の作品に旋法性がみられる事を指摘した事は、非常に高く評価されるものである。つまり、五度圏を巡る長調＝短調の連鎖に共通する特質を見出そうとするほとんどの先行研究とは異なり、ショパンの構想の中に「12の長調の世界」とは別の論理によって構成される「12の短調の世界」があったという可能性を始めて指摘した論文となっている。

分析によってこの曲集にはフリギア、リディア、エオリアといった教会旋法的な旋律に加え、五音音階的な旋律がみられた。24曲中の短調の6曲（第2、8、10、12、22、24番）の旋法、五音音階を含む曲の分析結果を、譜面例を挙げて示しており、明快に論じている。この分析から、旋法はショパンが若い頃から親しんできたと考えられることが明らかとなり、自身の民族音楽的楽曲で用いていたと考えられる旋法の種類と一致することが明らかになった。

第5章では第4章までの考察結果を総括している。各章で扱ったいくつかの主要な論点を振り返り、ショパンの《24の前奏曲》における旋法性について考察している。先ず18世紀、19世紀初頭にかけての前奏曲があくまで補助的役割として捉えられていた中、ショパンの前奏曲作品28はそれらと一線を画すものであり、前奏曲に芸術的な地位を与えたことを示している。次にショパンの民族音楽の受容については、一般的によく知られているマズルカ、ポロネーズ、クラコヴィアクなどの楽曲に加え、フミエル（民謡）をはじめとする古いポーランドの旋律が使われていることを指摘した。ショパンは若い時代、1824、25年の二度の夏をクヤヴィアック地方のシェファルニャ村で過ごした際、ポーランドの農民の音楽やユダヤ音楽に接しており、民族音楽や祭礼を見聞きしている。これらの事はショパンがワルシャワへの家族への書簡、あるいは「シェヒュルニャ通信」と題した新聞記事に書き送っている。この事からショパンは自身が訪れていたマゾシェフ、クヤヴィアック地方の舞曲、歌、儀式に於いて、ポーランド的な旋法に触れ、作品の創作に繋がった事を明らかにしている。

その時代の西欧の作曲家の楽曲においては、旋法的な響きをもつ和音や旋律を用いたとしても、旋法が土着的ではなく、ショパンの楽曲とは意図が異なることを裏付けており、非常に説得力のある指摘である。楽曲分析によってショパンの作品28にはいくつかの旋法的和声だけでなく、旋法的な旋律も明らかになった。前奏曲にみられた旋法性からは「調を示す」という意味合いで、時代を通して重要視された調と密接な関係をもっていた前奏曲の様式を、ショパンが旋法と関係付けることに結びつけたと結論づけている。

論者は、実際の演奏から体得したもの、文献学的なアプローチ、楽譜分析と様々な視点から前奏曲作品28を考察することによってショパンの触れたポーランド音楽とその結びつき、およびショパンの前奏曲集

における旋法的一端を論じることができた。ショパン研究に於いて、理解しにくい旋法の研究に焦点を当てて、綿密な考察、検証を行った力量は高く評価できる。

今後のショパンの研究に一石を投じ、新たな道を拓く論文となるであろう。

よって本論文は、博士（芸術学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成30年1月29日